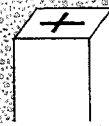
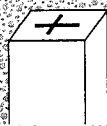


地籍調査にご協力ください



本年度は東桂地区の調査を実施します

地籍調査って どんな調査？

この調査は国土調査法に基づく調査で、土地の国勢調査とも言われる大切な調査です。

これは近代的な測量によって、新しい地図（地籍図）と台帳（地籍簿）をつくり、皆さんの土地の正確な位置、地形、地番、地目、面積を明らかにするものです。

本年度は東桂地区の古渡・宮下・沖の一部を調査します。

地籍調査について知っておきたいポイントについてまとめてみました。

問 この調査の目的はなんでしょうか。

答 我が国における土地に関する資料は、非常に貧弱であり、今までの土地の基本となっている土地台帳や公図（字限図＝あざざりず）は、明治の初めに作られたもので、当時の測量技術の幼稚さと、長い年月の間に現地と合わない地図として役割が果たせない状態にあります。

そこで、近代的な測量によって、皆さんの土地の正確な位置、地形、地番、地目、面積を明らかにし、地籍図と地籍簿を作ることににより、皆さんの権利が地図と登記で保全されるものです。

なお、この地籍図と地籍簿は法務局に送付され、土地登記簿の地

番、地目、面積の記載事項が改められます。

問 調査の要点と調査方法はどのように行いますか。

答 調査の要点は、次の五つに分けられます。

○土地登記簿に登記されている事項と現況が合っているか。

○登記は適正であるか。

○登記もれのものがないか。

○地図の表示は現況と合っているか。

○筆界はどこからどこまでか。

調査の方法は一筆調査といい、土地台帳と公図の写しを作り、一筆ごとにれなく土地所有者の立会いの上に、地番、地目、境界を現地で直接確認する作業です。

この調査の時は、前もって通知しますから、必ず立会いの上、隣の所有者と境界を決め調査杭を打っていただきます。

（杭は市で準備します）

なお調査杭は、皆さんの土地を測量する基になりますから、動かしたり抜いたりしないようにしてください。

問 一筆調査前に準備するものがありますか。

答 市では、調査対象者にパンフレットを送付したり、説明会を開きます。そして調査の時は、十日くらい前に通知しますから、次のことを準備しておいてください。

○あいまいな境界は、隣の所有者と話し合い、明らかにしておいてください。

○山林原野などで、雑木の密生している境界を明らかにしておいてください。

○売買や譲渡などで登記の済んでいない人は早目に手続きをしておいてください。

問 調査に間違いがあった時はどうすれば良いのですか。

答 調査が終わって地籍図と地籍簿ができ上がりますと、閲覧をしますから、自分の土地に間違いがないかどうか確かめてください。もし、間違いがあったら申し出てください。

なお、閲覧期間を過ぎますと、異議の申し立ては出来なくなりしますので、必ず閲覧してください。閲覧が終わった地籍図と地籍簿は、国の認証を得て法務局に送付され、登記簿が訂正されます。

問 もし、一筆調査で境が決まらない場合はどうなりますか。

答 現地調査の日に決まらなければ、筆界未定として登記されません。

調査以後に境界が決まった時は、個人で測量業者に依頼し測量しなければなりません。

詳しいことは、市役所農林課地籍調査係へ、お問い合わせください。

☎ (43) 1111 内線 413

監査委員に

天野祐明氏

市行政の全般にわたり、総合的に行政が伸張刷新され、公正明朗な行政の運営が図られるよう監査を行う監査委員に、都留市中央四丁目二番四号 天野祐明氏が再選されました。

公平委員会委員に

板倉 平氏

市職員の勤務条件に関する措置の要求や職員に対する不利益処分を審査し、これについて必要な措置を講ずる公平委員会委員に、都留市小形山二七一八番地 板倉平氏が選任されました。

人権擁護委員に

三枝 栄三氏

七月一日付をもって法務大臣から都留市鹿留二二三二番地 三枝栄三氏が人権擁護委員に継続委嘱されました。